

現代憲法と平和主義

西 修 (駒澤大学)

はじめに

さすがに今日、「日本国憲法は世界で唯一の平和憲法である」という言説は少なくなってきたようである。しかしながら、いまでも「憲法9条を世界に輸出することが最大の国際貢献」というスローガンが少なからずみられる。各国憲法に対する無知のなせるわざ、といえ言いすぎになるだろうか。

私の調査によれば、後述するごとく(資料1参照)、平和主義といえる条項を憲法に設定している国家は、成典化憲法187か国中、156か国におよぶ。実に83%強にのぼる。これを90年以降に新しく制定された93の成典化憲法を対象にしてみれば、91か国になる¹。1950年時に施行されていた約80の憲法を対象にしてみると²、半数以下の約30か国で平和主義条項を有していたにすぎず、現代憲法と平和主義条項の不可分性が明白になる。いまや平和主義条項は、憲法の必置条項といってよい。もっとも、その条項の様式は多様である。

現代は、「ポスト・冷戦後」の時代といわれている。すなわち冷戦期にあつては、米ソの超大国が世界の安全保障政策を支配していた。1991年のソ連邦崩壊により、米国の一国(単極)支配に傾いたが(ポスト冷戦期)、とくに2001年9月11日の米国における同時多発テロ後、単極構造の国際社会秩序が崩れ、新たな多極化ないし無極化時代(ポスト・ポスト冷戦期)に突入している。

また国際テロリズムの展開によって、国家対国家という旧来型の安全保障体制から国家対非国家という非対称的な安全保障をも考慮しなければならなくなってきており、古典的な国家機能の限界が露呈されてきている。

いったい現代における各国憲法は、平和主義に対してどのような対応を示しているのだろうか。そしてわが国憲法は、国際社会の変容のなかでいかなる方向性を見いだしていくべきなのだろうか。

小論で若干の検討を試みたい。

1. 現代諸国憲法における平和主義条項の態様

2009年6月末現在の世界各国憲法の平和主義条項を類型化すれば、以下のごとくになる³。

- ①平和政策の推進(平和を国家目標に設定している国などを含む) アルバニア、インドネシア、エジプト、ギリシャなど。
- ②国際協和(国連憲章、世界人権宣言の遵守、平和的共存などを含む) アルゼンチン、ハンガリー、ポルトガル、ルーマニアなど。

- ③内政不干渉 ブラジル、中国、エチオピア、パラグアイなど。
- ④非同盟政策 アンゴラ、イラン、モザンビーク、ミャンマーなど。
- ⑤中立政策 オーストリア、カザフスタン、マルタ、スイスなど。
- ⑥軍縮 バングラデシュ、カーボベルデ、モザンビーク、東チモールなど。
- ⑦国際組織への参加ないし国家権力の一部委譲 デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデンなど。
- ⑧国際紛争の平和的解決 アルジェリア、エクアドル、ニカラグア、パキスタンなど。
- ⑨征服（侵略）戦争の否認 フランス、ドイツ、韓国、バーレーンなど。
- ⑩テロ行為の排除 スペイン、ブラジル、チリ、東チモールなど。
- ⑪国際紛争を解決する手段としての戦争放棄 日本、イタリア、アゼルバイジャン、エクアドル、ハンガリー。
- ⑫国家政策を遂行する手段としての戦争放棄 フィリピン。
- ⑬外国軍隊の通過禁止・外国軍事基地の非設置 ベルギー、リトアニア、モンゴル、フィリピンなど。
- ⑭核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除 パラオ、ベラルーシ、カンボジア、コロンビアなど。
- ⑮（自衛以外の）軍隊の不保持 コスタリカ、パナマ。
- ⑯軍隊の行動に対する規制（シビリアンコントロールを含む） パプア・ニューギニア、南アフリカ、エチオピア、ネパールなど。
- ⑰戦争の宣伝（煽動）行為の禁止 クロアチア、リトアニア、タジキスタン、トルクメニスタンなど。

平和主義条項の系譜をごく簡単に述べれば、その嚆矢は1791年のフランス憲法にまで遡る⁴。すなわち同憲法第6編で「フランス国民は、征服の目的をもっていかなる戦争を行うことも放棄し、かついかなる国民に対しても、決してその武力を行使しない」との規定がおかれた。こうしてフランスにおいて「正戦」理論が確立され⁵、征服戦争ないし侵略戦争の放棄は、多くの憲法に継承されていく。その後、1891年のブラジル憲法や1911年のポルトガル憲法に、仲裁裁判を戦争に先行させることの規定が導入され、また1907年の『国際紛争の平和的処理条約』および『契約上の債務回収のためにする兵力使用の制限に関する条約』では、国際紛争解決のための平和的処理や債務取り立てのための出兵禁止が国際的に法規範化された。

国際平和との関連で大きな転機になったのは、1919年のヴェルサイユ平和条約と1928年の『戦争放棄に関する条約（不戦条約）』である。前者で戦争の違法化がうたわれ、また後者で「国際紛争を解決する手段としての戦」と「国家政策を遂行する手段としての戦争」とが否定された（同条約1条）。このような動向、なかんずく「国家政策を遂行する手段としての戦争」放棄条項は、1931年のスペイン憲法、35年のフィリピン憲法、39年のニカラグア憲法、および47年のビルマ憲法などに導入された。

そして1945年に採択された国連憲章は、「国際の平和および安全を維持すること」（1条1項）を第一の目標に掲げ、戦争の違法化を確定するとともに、「その国際関係において、武力の威嚇または武力の行使を慎む」（2条4項）ことを明記した。この国連憲

章は、その後に制定された各国憲法にきわめて大きな影響を与えている。第二次世界大戦で敗戦を喫した日本⁶、イタリア、ドイツのみならず、40年代後半に独立を達成したアジア諸国、おなじく60年代に独立を果たしたアフリカ諸国、さらに中東諸国は、新しい憲法を作成するにあたり、国連憲章を明白に意識した⁷。

こうして今日、本稿の資料1が物語るように、多くの憲法に平和主義条項が導入されるにいたっている。冒頭に述べたごとく、90年に以降に誕生した93の新憲法をみると、フィジーとモルディブ以外のすべての憲法に何らかの形の平和主義条項が設定されている。もっとも、他方で90年代以降のすべての憲法に国家非常事態に備える規定を設けており（資料2）、平和が破壊されたときの対応条項が明記されていることを認識しておく必要がある。

2. 近年の諸国憲法の三つの傾向について

上記の類型化のうち、とくに現代的な条項として着目したいのは、⑦国際組織への参加ないし国家権力の一部委譲、⑩テロ行為の排除、および⑭核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除の三点である。なぜならば、いずれも第二次世界大戦後の諸国憲法に新設され、すこぶる今日的な意義を含むからである。

（1）国際組織への参加ないし国家権力の一部委譲

この類型は、①国際組織一般への国家権力の一部委譲、②地域的連合体への国権の一部委譲、③国際平和活動への参加規定に細分することができる。

まず国際組織一般への国家権力の一部委譲規定は、1946年のフランス第四共和制憲法をもってその初めとするように思われる⁸。すなわち同憲法前文には、「フランスは、相互主義の留保のもとに、平和の組織と防衛に必要な主権の制限に同意する」との規定が設けられた（この文言は、58年の現行憲法にも継承されている）。その後、47年のイタリア憲法11条にも同様な規定がみられ、49年のボン基本法24条には、次のような規定がおかれた。「①連邦は、法律により、その高権（Hoheitsrecht）を国際機関に委譲することができる。②連邦は、平和を維持するために、相互安全保障制度に加盟することができる。連邦は、その際、ヨーロッパおよび世界諸国家間に平和的、永続的な平和をもたらし、かつ確保する高権の制約に同意する。」ここに、「相互安全保障制度」とは、国際連合を意味するとされている⁹。

このような国際組織への国権の一部委譲は、50年代以降、ヨーロッパ諸国憲法に次々と取り入れられることになる。たとえば53年のデンマークの新憲法20条には「この憲法にもとづき、王国の諸機関に与えられている権限は、制定法の定める限度において、国際法の法規と協力を促進するため、他国との相互協定によって設立される国際機関に委譲することができる」との規定が設けられ、53年にはオランダ、56年にルクセンブルク、62年にノルウェー、そして65年にはスウェーデンでそれぞれ憲法が改正され、類似の条項が導入された。このような条項は、75年のギリシャ憲法28条、78年のスペイン憲法93条、91年のスロベニア憲法3a条（03年2月の改正により追加）、93年のロシア憲法79条（ロシアの場合は「国家間連合」interstate associationsとある）、97年

のポーランド憲法90条、アルバニアの98年憲法2条などにもみられる。

第二に、ヨーロッパ諸国の近年の顕著な特色として、ヨーロッパ共同体ないしヨーロッパ連合の設立を前提とした憲法改正がなされていることである。すなわちドイツでは、92年の改正により、「統一されたヨーロッパを実現するために、ドイツ連邦共和国は、民主的、法治国家的、社会的、連邦制の原則および補充性の原則に従う義務を負い、本質的にこの基本法に匹敵する基本権保護を保障するヨーロッパ連合の発展に協力する。この目的のために、連邦参議院の同意を必要とする法律により、高権を委譲することができる」との明文規定が導入された。またフランスでも、99年、05年および08年の各改正によって、相互主義の留保のもとに、ヨーロッパ共同体およびヨーロッパ連合への加盟、およびそれともなう経済・通貨連合、人の往来、逮捕状、地方議会の選挙権・被選挙権などについて必要な権限の委譲、ならびに国会各院にヨーロッパ問題を管轄する委員会の設置に関する規定などを追加した。このようにヨーロッパ共同体を明記した憲法改正は、ベルギーおよびスウェーデンの諸国憲法でもおこなわれた。

このような国際組織への国権の一部委譲規定は、アフリカ諸国憲法にも影響を与え、ジブチの92年憲法9条には、同国が「平和、国際正義、人びとの経済的、文化的、社会的発展の見地」から、地域的、国際的組織に参加できるとされ、またセネガルの01年憲法96条は「アフリカ連合の実現という目的のために」、「主権の部分的または完全な放棄」にまで言い及んでいる¹⁰。

国際社会との関連でもう一つ指摘しておきたいのは、国際平和維持活動への参加規定を導入する憲法が現出してきていることである。89年のハンガリー憲法19条は、国会が軍隊の平和維持任務 (peacekeeping missions)¹¹への参加を明定し、92年のチェコ憲法は、2000年に同憲法を改正し、43条で同国が加盟国となっている国際組織の決定に従い、かつ受け入れ国の同意にもとづき、平和活動 (peace operations)¹²への参加規定を編入した。ほかに99年のフィンランド憲法には「平和および人権の保護ならびに社会の発展のための国際協力への参加」、08年のコソボ憲法126条には「国際責任に完全に適合する」ことを条件に、軍隊の海外派遣を認める規定が設けられている。

こうしていまや平和主義は、ただ単に1か国のレベルではなく、国際社会のなかで世界平和の維持と構築とに憲法上どのようにかかわっていくかという視点から捉えなければならぬ時代に入っているといえる。

(2) テロの排除

2001年9月11日、アメリカで起こった同時多発テロは、世界を震撼させた。その後、国際社会が国際的なテロリズム対策に大きく動き出したことは周知の通りである¹³。

テロ対策に長い歴史を有する国の一つとして、イギリスをあげることができよう。同国では、19世紀後半、アイルランド民族主義者によるテロ活動が頻発した¹⁴。それに対する対応も講じられてきたが、制定法としては、1922年北アイルランド警察 (特別権限) 法、73年北アイルランド (緊急権) 法、74年テロ防止 (暫定) 法、89年テロ防止 (暫定措置) 法、96年北アイルランド (緊急措置) 法などがある。これらはもっぱら北アイルランドに適用される法律であったが、88年のパンナム機の爆破事件以降、国際テロリストがイギリスを拠点として活動しているという現実的認識が高くなったこと、98年に

北アイルランド紛争をめぐる和平合意が成立したことなどにより、広く国内テロや国際テロをも対象にした「2000年テロリズム法」が定められた¹⁵。また01年9月のアメリカでの同時多発事件以後、「2001年反テロリズム・犯罪および安全確保法」、「2005年テロリズム防止法」、「2006年テロリズム法」が相次いで制定され¹⁶、さらに昨年、「2008年対テロリズム法」が採択された。この2008年法では、訴追前の勾留期間を従来の28日から42日に引き延ばすこと、テロリスト認定者に対して本人の同意を得ないでDNA情報の採取ができること、テロリストの容疑者について、従来、禁止されていた傍受情報を証拠として資産の凍結実施を可能にすることなどの条項が入れられている¹⁷。

成典化憲法にあつては、1978年のスペイン憲法55条において、テロリスト分子の行動に対する調査に関し、予防拘禁、住居の不可侵、通信の秘密を停止することを組織法で定めることができる旨の規定がある。この規定が生まれた背景には、「新しい現象が、新しい法的対応を必要とするということが事実ならば、非常事態に際して、一定期間に限定するという古典的な法体制は、テロリズムに対する戦いという目的のためには、よき制度とはいえないだろう」という考え方が存在しているという¹⁸。同国の刑事訴訟法（94年改正）では、テロリストに対しては、本来は最大72時間の予防拘禁とされている期間が、裁判官の判断によりさらに3日間の延期が許され、裁判官の令状なしに警察官による家宅捜査が許容され、また内務大臣の判断により、テロ犯罪を犯したとされる容疑者の傍受が認められている¹⁹。

1980年のチリ憲法9条は、以下のようになりに詳細な規定をおいている。「①いかなる形式におけるテロリズムも、本質的に人権に矛盾する。②一定の定足数により可決された法律は、テロリストの行為および科せられるべき罰則を定めるものとする。上記犯罪に責めを負う者は、15年間、前条4項（公職、教育職など）に定められた地位に就き、または職務もしくは活動することから排除される。ただし、その他の無資格または法律で定める長期間の無資格を害するものではない。③上記犯罪を試みた者に対する大赦もしくは特赦または暫定的な自由の付与は、認められない。」

ほかにブラジルの1988年憲法4条では、同国の国際関係を規律する原則として、国家の独立、国際紛争の平和的解決などとともに、テロリズムの排除が掲げられている。また08年のブータン憲法8条は、国民の「基本的義務」として、テロリズムに寛容であったり、テロ活動に参加してはならないとの規定がおかれている。さらにテロ行為に悩まされている東チモール（02年憲法43条）、アフガニスタン（04年憲法7条）、イラク（05年憲法前文）は、それぞれテロ活動の禁止、防止、鎮静を定めている。

このようなテロ活動の防止や排除は、今後、各国憲法に組み入れられていくように思われる。

（3）核兵器の禁止・排除

核兵器の廃絶は、人類最大の悲願である。しかし、現実には厳しい。ストックホルム国際平和研究所が発行している2009年版の報告書によると²⁰、09年初頭、8か国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、インド、パキスタンおよびイスラエル）が保有している核兵器は、23,300発を超えるという。このような実情のなかで、09年

4月、アメリカのオバマ大統領とロシアのメドベージェフ大統領が共同声明を発し、「核兵器なき世界を目指す」ことを訴えた意義は大きいといえる²¹。

国際条約として、包括的核実験禁止条約（1996年国連総会にて採択）、核兵器不拡散条約（1998年国連総会にて採択）などがあるが、前者にはアメリカ、中国、イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮などが未加盟である。また後者にはインド、パキスタン、イスラエルが不参加のままであり、03年には北朝鮮が脱退しているなど実効力が完全とはいえない。

核兵器排除に関する憲法典への導入としては、1979年のミクロネシア憲法13条2節に「放射線物質」の国内での「実験、貯蔵、使用、および処理」を政府の明確な承認がなければ許可されないという規定がある（これと同趣旨の規定が02年のコンゴ憲法36条にもある）。核兵器そのものについては、81年のパラオ憲法2条3節に「戦争に使用することを目的とする核兵器、有毒化学兵器、ガス兵器または生物兵器の使用、実験貯蔵または処理を認めるいかなる協定も、国民投票で投票の4分の3以上の承認を必要とする」との規定がおかれた。

今日、このような核兵器などの大量破壊兵器を憲法で禁止ないし排除を定めている国家は、ニカラグア（87年憲法5条）、フィリピン（87年憲法2条8節）、コロンビア（91年憲法81条）、パラグアイ（92年憲法8条）、リトアニア（92年憲法137条）、カンボジア（93年憲法54条）、ベラルーシ（96年憲法18条）、ベネズエラ・ボリバル（99年憲法前文）およびイラク（05年憲法9条）の諸国におよんでいる。

上記のうち、カンボジア、パラグアイ、コロンビアおよびイラクの諸憲法には、パラオと同様、核兵器のみならず化学兵器および生物兵器の禁止をも含めている。またパラグアイおよびコロンビアの憲法は、「環境保護」条項との関連で位置づけられている。これはおそらく1972年の「人間環境宣言」（ストックホルム宣言）の次の条項と無関係ではないように思われる。「人とその環境は、核兵器その他のすべての大量破壊兵器の手段の影響から免れなければならない。各国は、関連する国際的機関において、このような兵器の除去と完全な廃棄について、すみやかに合意に達するよう務めなければならない。」

ここに、核兵器の有無について国際社会から注目されたイラクの憲法の該当条項を掲げておこう。「イラク政府は、核兵器、化学兵器および生物兵器の不拡散、非開発、非生産、不使用に関するイラクの国際的義務を尊重かつ履行し、当該兵器の開発、製造、生産および使用のために用いられる装置、資材、技術および配送組織を禁止する。」

なお、コスタリカとパナマの両憲法には、軍隊不保持の規定がある。これについて、わが国では非武装規定として喧伝されている。しかしながら、完全な非武装規定でないことは、条文に明らかである。すなわちコスタリカの1949年憲法12条は、以下のように定める。「恒常的機関としての軍隊は、廃止する。・・・軍隊は、大陸協定にもとづきまたは国防のためにのみ組織することができる。」ここに大陸協定（一般には米州機構の設立条約であるボゴダ憲章および米州相互援助条約〈リオ条約²²〉を指すとされている）にもとづけば、あるいは国防のためであるならば、軍隊の再編が可能であり、実際、同憲法147条には、国防事態にあつて政府に軍隊の組織化を認めている。憲法制定過程をみると、同国では1940年代までは内戦に明け暮れ、内戦に勝利したフィゲレスが、みずから向けられたクーデタの可能性を排除するためと、財政建て直しの軍事費削減ために、

軍隊不保持規定を導入したという、きわめて現実的な選択の結果である²³。制憲議会においては、「国際政治の手段としての戦争放棄」（戦争放棄条項）を導入すべきとの提案が否決され、戦争放棄規定を欠いた軍備放棄条項が成立したのである²⁴。それゆえ、同国の軍備不保持条項は、国内の政治的要因が強く、平和主義的確信に動機づけられることが少なかった²⁵。

パナマの憲法310条は、以下のものである。「パナマ共和国は、軍隊を保有しない。すべてのパナマ人は、国家の独立および国の領土を守るために武器を取ることが求められる。」この規定は、1994年の改正によって加えられたものであるが、同国では、軍事独裁政権をうち立て、反米を唱えていたノリエガ将軍が、89年12月、米軍の侵攻を受けて降伏、その延長線上で同条項が入れられたのである。上記にもあるように、再軍備可能な条立てになっている²⁶。

以上を小括すれば、現代諸国憲法の平和主義条項は、過去からの積み重ねの上に、さらに現代的要素を加味して多様化しているということ、そして世界平和確立のために国際社会での連帯が今日的な課題として浮き彫りになってきていることを指摘できる。

3. 憲法9条解釈の再構築—おわりに代えて

現代の安全保障環境は、日本国憲法が施行された60余年前とは完全に変容している。いくつかのキーワードのみを例示してみよう。冷戦構造の終焉、大量破壊兵器（核・生物・化学兵器）の多量の製造・移転・拡散のおそれ、長距離弾道ミサイル・巡航ミサイル・ステルス戦闘機などの開発、国際テロリズムの活発化、サイバー攻撃など新しい脅威の現出、国家統治機構（ガバナンス）不在による海賊行為等の激増、国連平和維持軍・多国籍軍による国際的な平和維持・構築活動の常態化等々。

わが国周辺をみても、北朝鮮の核開発、中国の顕著な軍事力増強、北方領土・尖閣諸島・竹島の領土帰属をめぐる関係国との緊張関係など、決して平穏とはいえない。

とくに政府解釈との関連でいえば、集団的自衛権を憲法違反としている政府解釈のもとで同盟国アメリカとの確固たる信頼の上に日米安全保障体制を継続できるのか。自衛隊が参加している国連平和維持活動において国際的な連帯行動が十全になし得るのか。他国部隊への後方支援に支障はきたさないか等々の問題点が存する。このような政府解釈の見直しを検討すべく、安倍晋三・内閣総理大臣（当時）の諮問機関として、07年5月に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が設置され、08年6月、報告書が福田康夫・内閣総理大臣（当時）に提出された²⁷。

同懇談会に諮問された問題点は、以下のようである。①共同訓練などで公海上において、わが国の自衛隊の艦船が米軍の艦船と近くで行動している場合に、米軍の艦船が攻撃されてもわが国自衛隊の艦船は何もできないという状況が生じてよいのか。②同盟国である米国が弾道ミサイルによって甚大な被害を被るようなことがあれば、わが国自身の防衛に深刻な影響を及ぼすことも間違いない。それにもかかわらず、技術的な問題は別として、仮に米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捕捉した場合でも、わが国は攻撃できないという状況が生じてよいのか。③国際的な平和活動における武器使用の問題である。たとえば、同じPKO等の諸活動に従事している他国の部隊または隊員が攻撃を受

けている場合に、その部隊または隊員を救援するため、その場所まで駆け付けて、要すれば、武器を使用して仲間を助けることは当然可能とされている。わが国の要員だけそれはできないという状況が生じてよいのか。④同じPKO等に参加している他国の活動を支援するためのいわゆる「後方支援」の問題がある。補給、輸送、医療等、それ自体は武力の行使に当たらない活動については、「武力行使と一体化」しないという条件が課されてきた。このような「後方支援」のあり方についてもこれまでどおりでよいのか。

政府は、従来、①と②については、集団的自衛権にあたるのでできないとの立場をとり、③の駆け付け警護に関しては、憲法で禁止する「国際紛争を解決する手段としての武力行使」にあたる「おそれ」が生じるということから、否定的な解釈をとり、また④については、周辺事態などで戦闘作戦行動のために発進準備中の米軍の航空機に対する給油および整備はできないとの制約を課してきている²⁸。発進準備中の米軍の航空機に対する給油および整備は、「武力行使との一体化」になるとの見解による。

これに対して報告書は、政府解釈の政治的背景に一定の理解を示しつつも、「国際法にも国内法上も、不自然・不合理とも思われる綱渡りの解釈」で対応してきたことの問題性を糾弾している。そして①および②は集団的自衛権を認めるという解釈で対応すべきこと、③は国際的標準で行動すべきこと、④はそもそも後方支援において「武力行使との一体化」という考え方は成り立たないとの結論を導いている。その際、いずれも憲法上の問題は解釈上クリアできることが説示されている。

安全に対する脅威の多様化、安全保障環境をめぐる近年の劇的な変容、国家対非国家という非対称的な関係構造の出現、国際的な連帯行動の必要性、わが国の国際社会における地位向上とそれにとまなう責任の増大²⁹という総合的見地にかんがみれば、当然の帰結と思われる³⁰。

思うに、憲法9条は自衛権の存在とその行使を否定していない。海外での自衛隊による平和協力活動も禁止していない³¹。憲法9条解釈を従来のわが国だけが平和であればよいという一国平和主義ないし消極的平和主義から脱して、自助努力と国際社会全体の平和に寄与するという国際的ないし積極的平和主義の側面から再構築する時代に入っていると考えるべきではなかろうか。

資料1 世界の現行憲法と平和主義条項（2009年6月更新）

*丸数字は、本稿1に記載した態様を示す。

憲法制定年・月	国名	態様（根拠条文）
1787. 9	アメリカ	⑩（改3）
1814. 5	ノルウェー	⑦（93）
1831. 2	ベルギー	⑦（34）、⑬（185）
1868. 10	ルクセンブルグ	⑦（49bis）
1900. 7	オーストラリア	なし
1917. 2	メキシコ	⑩（16、129）
1920. 10	オーストリア	⑤（9a）、⑦（9）
1921. 10	リヒテンシュタイン	なし

1922.	11	ラトビア	なし
1926.	5	レバノン	②(前文)
1937.	12	アイルランド	②(29)、⑦(29)、⑧(29)
1944.	6	アイスランド	なし
1945.	8	インドネシア	①(前文)
1946.	11	日本	②(前文)、⑪(9)
1947.	1	中華民国(台湾)	②(141)、⑯(140)
	12	イタリア	⑦(11)⑪(11)
1949.	5	ドイツ	②(前文)、⑦(24)、⑨(26)、⑰(26)
	11	コスタリカ	⑮(12)、⑰(12)
	11	インド	①(51)⑧(51)
1952.	1	ヨルダン	なし
1953.	6	デンマーク	⑦(20)、⑰(20)
1958.	10	フランス	⑦(88の2)、⑨(前文)
1959.	10	ブルネイ	なし
1960.	8	キプロス	①(Annex II)
1962.	1	サモア	なし
	8	ジャマイカ	なし
	11	クウェート	①(前文)
	12	モナコ	なし
1963.	6	ケニア	なし
	9	マレーシア	なし
	9	シンガポール	なし
1964.	9	マルタ	④(1)、⑤(1)、⑬(1)
1966.	9	ボツワナ	なし
	11	ドミニカ共和国	③(3)
	11	バルバドス	なし
1967.	2	ボリビア	⑯(209、210)
	2	ウルグアイ	⑧(6)
	8	モーリシャス	なし
1968.	1	ナウル	なし
1971.	12	アラブ首長国	①(前文、12)
1972.	6	カメルーン	①(前文)
	10	パナマ	⑮(305)
	12	バングラデシュ	②(25)、③(25)、⑥(25)、 ⑧(25)
1973.	3	シリア	なし
	7	バハマ	なし
	8	パキスタン	①(40)、②(40)、⑧(40)
	12	グレナダ	なし

1974.	2	スウェーデン ⑦ (10章5)、⑩ (10章9)
1975.	6	ギリシャ ② (2)、⑦ (28)
	9	パプア・ニューギニア ⑩ (189)
	11	アンゴラ ② (14)、③ (14)、④ (16)、⑬ (15)
1976.	2	キューバ ② (12)、⑨ (12)
	4	ポルトガル ② (7)、③ (7)、⑧ (7)
	8	トリニダード・トバゴ なし
1978.	7	ソロモン諸島 なし
	9	スリランカ ① (27)
	11	ドミニカ国 なし
	12	スペイン ① (前文)、⑦ (93)、⑩ (55)
1979.	2	セントルシア なし
	5	マーシャル諸島 ② (前文)
	5	ミクロネシア① (前文)
	7	キリバス なし
	8	ソマリア ② (前文)、⑤ (17)
	10	セントビンセントおよびグレナディーン なし
	10	イラン ④ (152)
1980.	4	ジンバブエ ⑩ (96)
	5	エジプト ① (前文)
	7	バヌアツ なし
	9	チリ ⑩ (9)
	10	ガイアナ協同 ② (37)、③ (37)、⑧ (37)
1981.	1	パラオ ① (前文)、⑭ (II 3)
	9	ベリーズ ② (前文)
	11	アンティグア・バーブーダ なし
1982.	1	ホンジュラス ① (前文)
	11	トルコ ① (前文、5)
	12	中華人民共和国 ② (前文)、③ (前文)
	12	カナダ (1867憲法も) なし
1983.	2	オランダ ⑦ (92)、⑩ (98)
	5	セントクリストファー・ネイビス なし
	12	エルサルバドル ⑩ (213)
1984.	5	ギニアビサウ ② (18)、③ (18)、④ (18)
	7	リベリア ② (前文)
1985.	3	タンザニア ① (9)
	5	グアテマラ ② (149)
1986.	9	ツバル ② (前文)
1987.	1	ニカラグア ② (5)、③ (5)、⑧ (5)、⑭ (5)
	2	フィリピン ⑫ (II 2)、⑬ (XVIII 25)、⑭ (II 8)、⑯ (II

	3)	
	3	ハイチ ②(前文)、⑩(265)
	10	スリナム ②(7)、③(7)、⑧(7)、⑨(7)
	10	韓国 ⑨(5)、⑩(5)
1988.	7	チュニジア ①(前文)
	10	ブラジル ③(4)、⑧(4)、⑩(4)
	12	トンガ ⑩(21)
1989.	10	ハンガリー ②(6)、⑪(6)
1990.	2	ナミビア ②(96)、④(96)、⑧(96)
	9	サントメ・プリンシペ ①(12)②(12)、
	11	モザンビーク ①(65)、②(62)、③(62)、④(62)、⑥(65)、⑧(65)、⑨(65)、⑩(65)、⑭(65)
	12	クロアチア ①(3)、⑰(39)
	12	ギニア ②(前文)
	12	ベナン ②(前文、148)
1991.	3	ガボン ②(前文、115)
	6	ブルキナファソ ②(前文)、⑦(146)
	7	モーリタニア ①(前文)、②(前文)、
	7	コロンビア ②(前文、2)、⑭(81)
	7	ブルガリア ①(前文)
	8	ラオス ①(12)、②(12)、③(12)
	8	ザンビア ⑩(100)
	9	シエラレオネ ①(5)、②(10)、⑧(10)
	11	赤道ギニア ①(1、4)
	11	マケドニア ①(前文)
	12	ルーマニア ②(10)、⑰(30)
	12	スロベニア ⑦(3a)、⑰(63)
1992.	1	モンゴル ①(10)、⑬(4)
	2	マリ ②(前文)、⑧(前文)
	4	ガーナ ②(前文、40)
	4	ベトナム ①(14)、②(14)、③(14)
	5	トルクメニスタン ②(6)、③(6)、⑤(1)、⑰(28)
	6	パラグアイ ②(143)、③(143)、⑨(144)、⑭(8)
	7	エストニア ①(前文)
	9	カーボベルデ ②(10)、③(10)、⑥(10)、⑧(10)、⑨(10)、⑬(10)、⑰(269)
	9	ジブチ ①(1)、⑦(9)
	9	スロバキア ②(前文)

	10	モンテネグロ ② (前文)
	10	リトアニア ② (135)、⑬ (137)、⑭ (137)、 ⑰ (135)
	10	トーゴ ② (前文)
	12	チェコ ② (前文)
	12	ウズベキスタン ③ (17)、⑦ (17)、⑧ (17)、
1993.	3	アンドラ ② (前文)
	3	レソト ⑯ (146)
	5	キルギス ① (前文)、⑧ (9)、⑨ (9)、⑯ (9)、⑰ (9)
	6	セイシェル ② (前文)
	9	カンボジア ② (53)、③ (53)、④ (1、53)、 ⑤ (53)、⑧ (53)、⑨ (53)、⑬ (53)、⑭ (54)
	12	ロシア ⑦ (79)
	12	ペルー ⑯ (169)
1994.	5	マラウイ ② (前文)、⑧ (13)
	5	アルゼンチン ② (27)
	7	モルドバ ② (前文)、⑤ (11)、⑬ (11)
	9	イエメン ② (6)
	11	タジキスタン ② (11)、⑰ (11)
1995.	1	中央アフリカ ① (前文)、② (前文)、⑧ (前文)
	7	アルメニア ② (19)
	8	エチオピア ③ (86)、⑧ (86)、⑯ (87)、⑰ (29)
	8	グルジア ② (前文)、⑨ (98)
	8	カザフスタン ① (前文)、② (8)、③ (8)、⑤ (8)、 ⑧ (8)、⑨ (8)、⑰ (20)
	9	ウガンダ ① (前文)、② (28)、④ (28)、⑧ (28)
	11	ボスニア・ヘルツェゴビナ ① (前文)
	11	アゼルバイジャン ⑪ (9)
1996.	4	チャド ② (前文、218)
	6	ウクライナ ② (18)、⑬ (17)、⑯ (17)
	8	ガンビア ⑧ (219)、⑯ (187、188)
	10	コモロ ② (前文)
	10	モロッコ ① (前文)
	11	アルジェリア ② (28)、⑧ (26)
	11	ベラルーシ ③ (18)、⑧ (18)、⑭ (18)
1997.	2	南アフリカ ⑯ (198、200)、⑰ (16)
	5	エリトリア ② (13)、⑯ (12)
	5	ポーランド ② (前文)、⑦ (90)、⑯ (26)
	7	フィジー諸島 なし
1998.	3	マダガスカル ① (前文)、② (前文)

	6	エクアドル ②(4)、⑪(4)
	9	北朝鮮 ①(前文)、③(17)
	11	アルバニア ①(前文)、⑦(2)、⑬(12)、⑯(12)
1999.	4	スイス ①(2、54)、⑤(173、185)、⑯(58)
	5	ナイジェリア ①(前文)、⑯(216)
	6	フィンランド ②(1)
	8	ニジェール ②(前文)
	12	ベネズエラ・ボリバル ①(前文)、⑭(前文)、⑰(57)
2000.	7	コートジボアール ②(前文)
2001.	1	セネガル ⑦(96)
2002.	1	コンゴ ⑯(172)、⑰(10)
	2	バーレーン ①(前文、30)、⑨(36)
	3	東チモール ②(6、8)、③(8)、⑥(8)、⑧(8)、 ⑩(43)、⑯(146)
2003.	4	カタール ②(7)、③(7)、⑧(7)、⑨(71)
	5	ルワンダ ①(前文)、②(前文)
	7	コンゴ民主 ②(前文)、⑩(前文)
2004.	1	アフガニスタン ①(8)、②(前文、7)、⑩(7)
2005.	2	ブルンジ ②(前文)
	7	スーダン ①(17)、③(17)、⑩(17)
	7	スワジランド ①(前文)
	10	イラク ②(8)、③(8)、⑤(前文、7)、⑧(8)、⑭ (9)、⑯(9)
2006.	9	セルビア ⑯(141)
2007.	1	ネパール①(前文、35)、②(35)、④(35)、⑯(1 44)
	8	タイ ②(82)
2008.	5	ミャンマー ②(29)、④(29)、⑨(29)、⑬(29)
	6	コソボ ②(前文)、⑦(2)、⑯(125、126)
	7	ブータン②(9)、⑧(9)、⑩(8)
	8	モルディブ なし

非成典化憲法国 イギリス、ニュージーランド、サウジアラビア、オマーン、イスラエル、
リビア、サンマリノ、バチカン

資料2 非常事態対処規定保有国（1990年以降の新憲法）

ナミビア(26)、サントメ・プリンシペ(76)、モザンビーク(106、122)、
クロアチア(101)、ギニア(74、75)、ベナン(101)、ガボン(25、26)、
ブルキナファソ(58)、モーリタニア(39)、コロンビア(212以下)、ブルガリ
ア(30、57)、ラオス(53)、ザンビア(29以下)、シエラレオネ(29)、赤

道ギニア（４１、４２）、マケドニア（１２４、１２５）、ルーマニア（９３）、スロベニア（９２）、モンゴル（３３）、マリ（５０、７１、７２）、ガーナ（３１、３２）、ベトナム（８４）、トルクメニスタン（５７）、パラグアイ（２２８）、エストニア（８７）、カーボベルデ（１４７、２９３以下）、ジブチ（４０）、スロバキア（１０２）、モンテネグロ（５１）、リトアニア（８４、１４２、１４５）、トーゴ（７２、８３、９３）、チェコ（４３）、ウズベキスタン（９３、１２５）、アンドラ（４２）、レソト（２１、２３）、キルギス（１０）、セイシェル（４１以下）、カンボジア（８６）、ロシア（８８）、ペルー（１３７）、マラウイ（４５）、アルゼンチン（９９）、モルドバ（５４）、イエメン（１１８）、タジキスタン（４６、６９）、中央アフリカ（２７）、アルメニア（５５）、エチオピア（５１、９３）、グルジア（６６、７３）、カザフスタン（４４）、ウガンダ（４６、４７）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（２条２節）、アゼルバイジャン（１０９－２９）、チャド（１２８）、ウクライナ（６４）、ガンビア（３４）、コモロ（２０、４５）、モロッコ（３５、４９、６６、７４）、アルジェリア（９１以下）、ベラルーシ（６３、８４）、南アフリカ（３７）、エリトリア（２７）、ポーランド（１１６、２２８以下）、フィジー諸島（１８７以下）、マダガスカル（５９）、エクアドル（１８０以下）、北朝鮮（１０３）、アルバニア（１７０以下）、スイス（１８５）、ナイジェリア（１１）、フィンランド（２３）、ニジェール（５３）、ベネズエラ・ボリバル（４５）、コートジボアール（７３、７４）、セネガル（５２）、コンゴ（８４）、バーレーン（３６）、東チモール（２５）、カタール（６９、７０）、ルワンダ（１１０、１３６～１３９）、コンゴ民主（１３５、１３６）、アフガニスタン（１４３）、ブルンジ（１５９）、スーダン（５８、９１）、スワジランド（３６、３７）、イラク（５８）、セルビア（２０１、２０２）、ネパール（１４３）、タイ（７７）、ミャンマー（２８）、コソボ（１３１）、ブータン（３３）、モルディブ（２５３以下）。

- ¹ <http://www.komazawa-u.ac.jp/~nishi-text/1990ikou200812.pdf> (accessed on June 28, 2009)。なお２０００年時までの状況については、拙稿「世界の現行憲法と平和主義条項」『駒澤大学法学部研究紀要』第６０号（２００２年３月）、また０３年６月現在の非常事態対処規定については「世界の憲法トレンドと立憲主義－おもに日本国憲法に規定のない若干の項目について－」『比較憲法学研究』第１５号（２００３年１０月）参照。なお成典化憲法の用語については、拙著『憲法体系の類型的研究』（成文堂、１９９７年）６７頁以下参照。
- ² Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations, Volume I ~ III*, The Rumford Press, 1950. ほか以下に以下の憲法集を参照した。Bodo Dannevit, *Die Verfassungen der modernen Staaten*, 1949, Hansischer Gildenverlag; Russell H. Fitzgibbon, *The Constitutions of the Americas*, 1948, The University of Chicago Press; F.R. Daresté et P. Daresté, *Les Constitutions modernes, 6 vols*, 1928~1933, Recueil Sirey; Walter Fairleigh Dodd, *Modern Constitutions, 2 vols*, 1909, The University of Chicago Press.
- ³ ここに類型化にともなう問題点に留意しておかなければならない。憲法に平和主義条項を設定しているといっても、北朝鮮は「全軍幹部化、全軍現代化、全民武装化、全国要塞化」を明記し（９８年憲法６０条）、「強盛大国」「先軍政治」を国家の基本方針としている（拙稿「各国憲法概要」『駒澤法学』第５巻第１号（２００４年１１月）参照）。またミャンマーの０８年憲法は軍事独裁型の憲法体制である（拙稿「世界の憲法制度（１）」『駒澤法学』第９巻第１号）。スーダンやソマリアなどの破綻国家では、実際に憲

法規定がどの程度、施行されているかは疑問である。

- 4 以下は拙著『各国憲法制度の比較研究』(成文堂、1984年)5頁以降による。
- 5 ミルクヌ＝ゲツェヴィチ著、小田滋・樋口陽一訳『憲法の国際化』(有信堂、1964年)224頁。
- 6 日本国憲法9条1項の「武力による威嚇又は武力の行使」が国連憲章2条4項の同文言に由来することについて、拙著『日本国憲法成立過程の研究』(成文堂、2004年)248-249頁、Osamu Nishi, *The Constitution and the National Defense Law System in Japan*, Seibundo, 1987, p.86.
- 7 これら諸国の新憲法の多くに、「国連憲章の遵守」規定が盛り込まれている。当時の諸憲法については、浦野紀央・西修編著『憲法資料 アジアⅠ』(パピルス出版、1980年)、同『憲法資料 アジアⅡ』(パピルス出版、1984年)、同『憲法資料 アジアⅢ』(パピルス出版、1985年)、同『憲法資料 アフリカⅠ』(パピルス出版、1982年)、同『憲法資料 アフリカⅡ』(パピルス出版、1984年)、同『憲法資料 中東』(パピルス出版、1979年)参照。
- 8 清水望編『比較憲法講義』(青林書院新社、1972年)173頁(清水望教授執筆)。
- 9 松浦一夫『ドイツ基本法と安全保障の再定義』(成文堂、1998年)204頁。なおみよ。Urteil des Zweiten Senats vom 12.Juli 1994 aufgrund der mündlichen Verhandlung vom 19. und 20.April 1994(BVerfGE90,286ff.)
- 10 これと同旨の規定が91年のブルキナファソ憲法146条にもみられる。
- 11 英文は、*Constitutions of Europe Texts collected by the Council of Europe Venice Commission, Vol 1*, Martinus Nijhoff Publishers, 2004, p.885による。
- 12 英文は *ibid.*, 538頁。
- 13 各国のテロ対策として、「特集テロリズム対策」外国の立法』228号(2006年5月)、「特集：9.11米国テロ事件と防衛法」防衛法学会『防衛法研究』第26号(2002年10月)、「特集・国際テロ対策Ⅰ」警察大学校『警察学論集』第59巻第12号(2006年11月)、「特集・国際テロ対策Ⅱ」同第60巻第1号(2007年1月)参照。
- 14 その最初の事例として、1867年12月にクラーケンウェル刑務所で大量にしかけられた爆弾が爆発、死者12人、50人以上の負傷者が発生した。*New York Times, 14 December 1867*. by Steve Hewitt, *The British War on Terror*, Continuum, 2008, p.9.
- 15 渡井理佳子「イギリスにおけるテロ対策法制」大沢秀介・小山剛編『市民生活の自由と安全』(成文堂、2006年)82頁。
- 16 これらの法律について、渡井理佳子、前掲論稿、清水隆雄「英国のテロ対策法」『防衛法研究』第26号(2002年10月)、岡久慶「英国2005年テロリズム防止法」『外国の立法』第226号(2005年11月)、同「英国2006年テロリズム法」『外国の立法』第229号(2006年8月)、英書として Steve Hewitt, *Ibid.*参照。
- 17 同法については、
http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2008/ukpga_20080028_en_1(accessed on July 8, 2008)
- 18 Prof.Dr.Agustin Ruiz Robledo, *Constitutional Law Supplement 68 Spain, International Encyclopaedia of Laws*, Kluwer Law International, 2006, p.244.
- 19 *Ibid.*
- 20 *SIPRI YEABOOK 2009*, <http://www.sipri.org/yearbook/2009/08>. (visited on July 26, 2009)
- 21 しかし09年12月までに双方が1500~2000発に削減しようというもので、核兵器の全面廃棄からはほど遠い。
- 22 このリオ条約には集団的自衛権が定められているが、コスタリカがリオ条約を批准した際、海外派兵の拒否を一方的に宣言し、事実上、集団的自衛権を軍事的に封印してい

-
- る。参議院憲法調査会事務局『コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連における実情調査 概要』（平成16年1月）124頁（竹村卓教授概説）。
- 23 拙著（監修）『世界地図でわかる日本国憲法』（講談社、2008年）42－43頁。
- 24 参議院憲法調査会事務局、前掲書、125頁。
- 25 Rüdiger Wolfrum & Rainer Grote, *The Republic of Costa Rica, Commentary, Constitutions of the Countries of the World*, Issued April 2007, p.10 (by Rainer Grote).
- 26 拙著（監修）、前掲書、43頁（なお同書42頁および43頁にパナマ憲法を10条として記述されているが、310条の誤りである）。
- 27 <http://www.kantei.go.jp/~jp/singi/anzenhosho/houkokusyo.pdf> (accessed on June 30, 2009)
- 28 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」3条2項および別表第一。
- 29 たとえば、09年6月末現在、国連平和維持活動への参加は、118か国中、82位と低位置にある（全参加者93, 216人中、日本からは39人）。
- http://www.un.org/Depts/dpko/dpko/contributors/2009/june09_2pdf.accessted on July 25 2009)
- 30 拙稿「いわゆる4類型に関する若干の憲法的考察—政府解釈の再検証を中心として—」『防衛法研究』第32号（2008年10月所収）。2009年8月に麻生太郎・内閣総理大臣に提出された『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書も、前記報告書の立場に強い支持を与えている。
- <http://www.kantei.go.jp/jp/ampobouei2/200908hioukoku.pdf> (accessed on August 10, 2009)
- 31 もとより憲法9条にはさまざまな解釈があるが、ここでは立ち入らない。

*

The Modern Constitutions and Pacifism

Osamu Nishi

Summary

Introduction

According to my recent research, 156 countries out of 187 countries have provisions concerning pacifism in their written constitutions. A rate is over 83%. When focusing on the constitutions enacted after 1990, 91 countries among 93 countries have provisions concerning pacifism in their written constitutions. Nowadays almost all the constitutions have pacifism provisions., however, they are diverse in their expression.

1. Classification of pacifism provisions of the current constitutions

(1) Promotion of peace policy

-
- (2) Cooperation with international community
 - (3) Non-intervention with domestic policy
 - (4) Non-alignment policy
 - (5) Neutral policy
 - (6) Disarmament
 - (7) Participation or delegation of partial sovereign power to international peace organizations
 - (8) Peaceful solution of international disputes
 - (9) Repudiation of conquest or aggressive war
 - (10) Elimination of terrorism
 - (11) Renunciation of war as a means of settling international disputes
 - (12) Renunciation of war as an instrument of national policy
 - (13) Prohibition of the transit or stationing of foreign troops
 - (14) Prohibition of nuclear weapons
 - (15) Non-maintenance of armed forces(excluding for self-defense)
 - (16) Control of military actions
 - (17) Prohibition of propaganda for wars

2. Trends of pacifism clauses of the constitutions in recent years

I analyzed pacifism clauses using three of the following classifications outlined above. These were, the participation or delegation of partial sovereign power to international peace organizations, the elimination of terrorism, and the prohibition of nuclear weapons.

3. Towards the rebuilding of an interpretation of Article 9-as a substitute for conclusion.

I propose that it should be interpreted in a positive way instead of passive way to allow for better cooperation with the international community in the realization of international peace.

Material 1

The current constitutions of the world and pacifism provisions.

Material 2

Countries which have included emergency provisions in their constitutions since 1990.

*本稿は、『比較憲法学研究 第21号』（2009年10月発行）所収のものである。